

都市計画道路を考える 小金井市民の会

第18号 2017年9月7日
発行 都市計画道路を考える
小金井市民の会
連絡先 電話090-7847-3968 事務局:阿部

都知事への質問（再質問）の回答届く

『丁寧に対応』『交通量は今後増大』『環境配慮重要』⇒本当？ 『地権者にご理解いただき』『渋滞緩和』というが！

9月1日、市民の会からの都知事への質問書（再質問）に対する回答書が届きました。これは昨年6月に知事に提出した質問への回答（8月）が納得できるものでなかったため、あらためて再質問を行っていたものです。回答全文と市民の会からの質問を掲載します。

平成 29 年 8 月 31 日

小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線に関する質問（再質問）への回答

1 都市計画道路は、交通・物流機能の向上による経済の活性化のみならず、日々の生活を支えるとともに、災害時には救急救援活動を担う重要な都市基盤です。

小金井市の二路線は、広域避難場所へのアクセス向上や生活道路への通過交通抑制による地域の安全性向上などに資する重要な路線です。

あわせて、環境に配慮することも重要であり、現地の地形形状や景観を踏まえた検討が必要で

す。この道路整備にあたっては、今後、道路の果たす役割や機能、そして環境にどう配慮するかについて、市民との意見交換の場を設け、丁寧に対応を行います。

2A 平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査結果に基づく当該地域に近い地点の現行交通量は、連雀通り（小金井市東町 2-6 付近）で約 10,000 台/日、小金井街道（小金井市桜町 2-10 付近）で約 13,000 台/日、新小金井街道（府中市浅間町 3-7 付近）で 14,000 台/日です。

現都市計画道路が全て完了した際（フルネット）の推計交通量は、小金井3・4・1号線で約 13,000~17,000 台/日、小金井3・4・11号線で約 13,000 台/日、小金井街道（小金井市桜町2-10 付近）で約8,000 台/日、新小金井街道（府中市浅間町 3-7 付近）で約12,000台/日です。この結果、都市計画道路ネットワークが形成されることで、小金井街道及び新小金井街道の交通量が減少します。

第四次事業化計画の策定にあたって予測した将来交通量は、広く一般に用いられている予測手法を活用し、将来の人口配置や経済の動向などを考慮し、将来の道路ネットワークとの関係から予測しており、その未着手の区間を対象に必要性を確認するための一環として将来交通量を推計しています。

2B 地震発生直後から人命の安全確保、被害拡大防止、災害応急対策を円滑に実施するためには、これらの活動に必要な人員及び物資の輸送を確実に実施していくことが必要です。

このことから、第四次事業化計画では高度な防災都市の実現に向け、区部と多摩地域とを東西に結ぶ小金井3・4・1号線は必要であると評価しています。

また、当該地区を含む小金井市の南部地域では、武蔵野公園が広域避難場所に指定されていますが、現在、この地域から武蔵野公園へアクセスするためには、生活道路を経由し野川を横断する必要があります。

生活道路や野川に架かる橋梁は、幅員が約6m以下と狭いことに加え、歩道も整備されておらず、避難路が十分に確保されておられません。

小金井3・4・11号線は、避難場所へのアクセスの向上を図り、都市の防災性・安全性を向上させるためにも必要であると評価しています。

2C

① 防災都市づくり推進計画（2016年3月改定）では、木造住宅密集地域が連なる地域について防災生活圏を設定し、延焼遮断帯の整備を進めています。

② 延焼遮断帯は沿道に位置する建築物の防災性能や阪神・淡路大震災での焼け止まり状況を考慮した上で設定しており、延焼遮断機能に加え、緊急車両の通行路や消防活動等の救助・救護活動の空間や安全な避難路の確保など、大変重要な役割を担っています。

③道路の幅員と延焼遮断機能については、別紙を参照してください。

④国土交通省道路局道路IR・道路整備効果事例集：道路幅員別の延焼停止率

（阪神・淡路大震災における神戸市長田区の事例）で確認できます。

⑤ それぞれの計画に対応する道路幅員の規定はありませんが、例示としては以下のとおりです。なお、延焼遮断帯の区分は別紙を参照してください。

- ・骨格防災軸 小金井 3・2・2号線（幅員30m）
- ・主要延焼遮断帯 小金井3・4・11号線（幅員 18m）
- ・一般延焼遮断帯 小金井3・4・1号線（幅員16m）

2D

① 都市計画道路は、交通・物流機能の向上による経済の活性化のみならず、日々の生活を支えるとともに、災害時には救急救援活動を担う重要な都市基盤です。

小金井市の2路線は、広域避難場所へのアクセス向上や生活道路への通過交通抑制による地域の安全性向上などに資する重要な路線です。

あわせて、環境に配慮することも重要であり、現地の地形状況や景観を踏まえた検討が必要です。

この道路整備にあたっては、今後、道路の果たす役割や機能、そして環境にどう配慮するかについて、市民との意見交換の場を設け、丁寧に対応を行います。

② 職員が現地を踏査し、地形・地物等の状況を確認するとともに、当該路線周辺の地下水等に関する既存資料を収集しています。

3① 今後、事業に着手する際には、事業概要及び測量説明会を実施し現況・用地測量を行います。その測量結果を基に、正確な計画線の位置と土地との関係を把握していきます。

②③ 本事業を進めるためには、地権者さまの土地をお譲りいただいたり、建物等を事業区域外へ移転していただくかなければなりません。そのため大変なご迷惑をおかけしますが、道路事業の必要性をご理解いただき、ご協力を得られるよう努めてまいります。

4 小金井3・4・1号線は、隣接する三鷹市内の連雀通りや国分寺市内の都市計画道路と一体となって、区部と多摩地域を東西に結ぶ広域的な道路ネットワークを形成する道路です。

現在、連雀通りと東八道路との間では、東西方向の都市計画道路が十分整備されていないことから、連雀通りと小金井街道との交差点などで渋滞が発生するとともに、はげの道などの周辺道路に通過交通が進入していることや、連雀通りの都市計画の無い区間では、歩道が狭いまたは整備されていないため、歩行者が安心して歩けない状況となっています。なお、連雀通りの都市計画の無い区間の沿道には、堅牢な建物が建築されていることから、拡幅は困難な状況です。

本路線の整備により、東西方向の道路ネットワークが形成され、交通が分散されることによる周辺の道路の渋滞緩和や生活道路への通過交通の抑制による地域の安全性の向上が図られます。

小金井3・4・1号線は、甲州街道から五日市街道に至る南北方向の広域的な道路ネットワークを形成する道路です。現在、本路線が接続する前後の道路は、完成または事業中であり、当該区間のみが未整備となっています。

天文台通りと小金井街道の間は、約3.6kmであり、南北方

向の都市計画道路が十分整備されていないことから、小金井街道や新小金井街道で渋滞が発生しています。さらに、連雀通りの南側の生活道路である二枚橋の坂(市道573号線)に交通が集中しており、他の地域からの通過車両が歩行者、自転車と交錯しながら通り抜けており、狭隘な生活道路における交通の難所となっています。このため、地元の小金井市では連雀通りからの進入を制限するために朝の通学時間帯及び午後から夕方までの時間に交通誘導員を配置するなど、交通安全対策を余儀なくされています。本路線の整備により、南北方向の広域的な道路ネットワークが形成され、交通が分散されることによる小金井街道や新小金井街道などでの渋滞の緩和と、生活道路への通過交通の抑制による地域の安全性の向上が図られます。

以上のことから、小金井3・4・1号線、小金井3・4・11号線の2路線の整備を行うことが必要であります。

以上

【お問い合わせ先】

東京都建設局道路建設部計画課
 多摩計画担当 (以下氏名省略)
 東京都都市整備局都市基盤部街路計画課
 多摩街路計画担当 (以下氏名省略)

別紙

※参考 防災都市づくり推進計画(2016年3月改定)

延焼遮断帯の設定

延焼遮断帯の区分(防災上の重要度)	
骨格防災軸	(参考値:約3~4kmメッシュ) ・広域的な都市構造から見て、骨格的な防災軸の形成を図るべき路線 ○主要な幹線道路(広域幹線道路及び広幅員の骨格幹線道路) ○江戸川、荒川、隅田川及び多摩川(川幅の大きな河川)
主要延焼遮断帯	(参考値:約2kmメッシュ) ・骨格防災軸に囲まれた区域内で、特に整備の重要度が高いと考えられるもの ○幹線道路(骨格防災軸間を二分する骨格幹線道路)
一般延焼遮断帯	(参考値:約1kmメッシュ) ・上記以外で防災生活圏を構成する延焼遮断帯 ○上記以外の道路、河川、鉄道等

延焼遮断帯の機能

延焼遮断帯の形成	
(1)幅員27m以上	
幅員24m以上27m未満	沿道30mの不燃化率40%以上
幅員16m以上24m未満	沿道30mの不燃化率60%以上
幅員11m以上16m未満	沿道30mの不燃化率80%以上
(2)全延長について、耐火建築物の多い地域や避難場所等の中を通過するか、又は接している区間	

東京都平成27年度交通調査では ⇒ 交通量増える見込みはどこに？

6月に発表された東京都の平成27年交通センサスで、交通量の数年ごとのデータを発表。これによると、今後交通量が増える要素は考えられない。

観測地点	H9	H11	H17	H22	H27
小金井街道(前原5-3付近)	7,104	7,096	7,210	6,960	7,384
新小金井街道(府中市浅間町)	10,383	10,347	9,157	9,175	10,971
連雀通り(東町2-6付近)	9,315	10,150	8,874	8,561	7,273

左記の交通量は7時~19時までの12時間当たりの交通量。都はこれを夜間データを換算して推計して、1日当たりの交通量を算出。

東京都建設局「平成27年度道路交通センサス一般交通量調査結果から

都知事への質問

小金井3・4・1号線及び小金井3・4・11号線に関する質問（再質問）

7月26日に署名と一緒に小池都知事に提出した質問は次のとおりです。

私たちは昨年に貴殿に対して標記の2つの路線が優先整備路線に選ばれたことに関して質問書を提出し貴殿名で回答を頂きましたが、内容は到底納得できるものではありませんでした。

今回、昨年いただいた回答を踏まえ改めて疑問と質問を提出いたしますので、この間の関係機関（東京都建設局事務所等）での検討なども含めて回答をお願い致します。

尚、昨年来、貴殿は都議会などでも「見直すべきは見直す」と述べておられますが、2月の小金井市長の要請にも関わらず現地視察などは実現されていません。こうした点なども十分勘案して以下にお答えください。

記

1、この1年余りの期間には、小金井市長や小金井市議会や住民の会（当会等）から貴殿や本庁の担当部局宛に、標記2路線に関する意見書や意見や要請があったにも拘わらず、全くと言って良いほど要請等に対する目に見える対応がなされていません。

このような経緯と実態は、都民ファーストという貴殿の政治姿勢（都政運営の考え方）とは整合性が無い行動であると感じないではいられません。

この間の要請や地元からの意見について、貴殿や関係部局でこの件についてはどのように扱い又今後どうする予定であるのかについてお答えください。

2、2つの路線の必要性や整備目的について改めてお応えください。

A／交通処理機能について

昨年回答では「小金井3・4・1号線、小金井3・4・11号線外は、将来の交通量が1日当たり6,000台以上となるため」とされていますが、具体的にどこの交通渋滞等がどのように解消されるのかなどについては不明なままです。よって別紙の地図上で、①現行の交通量、②2路線が完成した際の交通量の2つについて、標記2路線と併せて周辺街路での交通量予測について、予測データを元に数値で具体的にお答えください。

B／「緊急輸送道路の拡充」「避難場所へのアクセス向上」について

昨年回答で示されたこの2つの整備目的については、東日本大震災時のように道路が各所で避難車等で渋滞して動けないという実態から検証すると、実際にはこの2つの機能（目的）は机上の空論になると考えますが、どの程度の災害時のどんな場面で何所から何所への緊急車両の移動や、どこの住民がどこへ避難する際のアクセス道路と考えているのか（計画している）について、具体的にお答えください。

C／「延焼遮断帯の形成」について

災害時火災に関する機能や防災目的として「延焼遮断帯の形成」を言われているようですが、以下についてお答えください。

①「延焼遮断」の前に、まず燃え難い街（街区や建物）を作ることこそ（下線は※等の施策を参照）が都民の命を守る「事前防災」対策であり、費用対効果が高く、且つ優先されるべきであると考えますが、都の事前防災対策はそのような

計画にはなっていないのでしょうか？

②「延焼遮断」ということは、道路沿線の住宅が「燃える」ことを前提としての機能と理解せざるを得ないのですが、このような前提（沿線の住宅が災害時に燃える：燃え広がる）で災害時の道路の機能や目的を考えているのかについてお答えください。

③糸魚川での火災の例からも、道路だけでは延焼防止機能には限界があるように考えられますが、道路の幅員と延焼遮断機能との考え方を整理してお答えください。

④道路幅員と延焼遮断について、「阪神大震災では道路幅員12mで延焼防止効果があった」との指摘を幾つかの住民の会に答えているようですが、そのような指摘は何所が作成した何という報告書(?)で書かれているのかについてお答えください。

⑤昨年回答での「骨格防災軸」「主要延焼遮断帯」「一般延焼遮断帯」のそれぞれの計画に対応する道路幅員を例示を含めてお答えください。

※／火災防止に費用が安価で直ぐに出来ることは、木造家屋の耐震化・不燃

化、通電火災の防止機器の設置、地域の消防能力の向上、小型消防車の

拡充、2号消火栓の整備と周知、地下消火栓を活用するスタンドパイプ

の設置等。

D／自然保護と道路建設との関係について

昨年回答では「自然再生事業は必要な道路の整備を妨げるものではなく」と回答されましたが、そのような議論と考える方は、自然再生法の主旨にそぐわないことは勿論のこと、小池知事の標榜する「環境先進都市東京」の推進、更には国際的にも重視されている「オーフス条約」の趣旨にも反する勝手な解釈と言わざるを得ません。国分寺崖線を分断する道路建設（ハケの自然を破壊する）は自然保護とは相容れないと考えます。

国も「過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すこと」と併せて「自然環境を保全、再生、創出、又は維持管理すること」を法の主旨と述べています。

①「他の公益との調整」との昨年回答ですが、国分寺崖線の保護（ハケの自然の保護）よりも、道路建設の方が「公益」であると考えているのかご回答ください。

②「環境などに配慮しながらの整備形態」について、出先機関での調査等が行われているようですが、その調査や検討内容についてお答えください。

3、道路建設は住民の暮らしに多大な影響を与えます。加えて憲法で謳われている様々な住民の権利をないがしろにするものです（第13条：幸福追求権、第22条：居住権、第25条：生存権、第29条：財産権、等）。

①標記2路線で影響を受ける（立ち退きを余儀なくされる住宅）方は何軒で何人の生活に影響があるのでしょうか？この件についての事前調査をしているか行っていないのかを含めお答えください。

②道路建設で「終の棲家」を追われる方が続出することも予想されますが、このような事態が生じることについてどの様に考えているのかをお答えください。又、この場合に対象となる住民の生活や権利をどのように考えているのかについてお答えください。

③「終の棲家を追われる方が続出すること」は、「道路建設という公益が優先されるので止むを得ない」ということなのかについてお答えください。

4、前回に回答を頂いていない代替道路としての現道整備について

昨年には、道路の新設ではなく現道の整備の検討の可否について質問しましたが、検討したのかしていないのかについて回答を頂いていませんのでご回答下さい。

「この二つの路線を優先整備路線に選定する前に、代替道路としての既存道路の整備を検討されたのでしょうか。検討されていたとすれば、なぜ、莫大な費用と住民負担の大きいこの路線の選定となったのでしょうか」（再掲）

以上

小平3・2・8号線、東京高裁に控訴

7月27日、小平訴訟の原告団は東京地裁の判決取消しを求める訴えを東京高裁に提起しました。

控訴の理由書で、原判決が交通量予測がサンプル調査、多摩地域の人口・産業動向や、都の推計法が誤っていることを詳しく指摘、大気汚染や騒音の影響を軽視してい

ることを小中学校への影響なども含めて明らかにしています。また、環境や史跡・文化財への影響、コミュニティの破壊、主務大臣の決裁や内閣の認可を得ていない重大な瑕疵を指摘しています。

経過報告

<第18回世話人会 (8/3) 以降>

- 8月3日 第18回世話人会
- 8月22日 署名行動 東小金井駅
- 8月23日 多摩地区道路連絡会
- 8月25日 署名行動 武蔵小金井駅
- 9月5日 外観の2練馬訴訟 控訴審（東京高裁）

<今後の予定>

- 9月10日 3・4・11号線住民の会総会
- 9月13日 「都市計画道路の抜本的見直しを求め
る対都交渉」（13時：都庁議会棟6階）
主催：特定整備路線全都連絡会・都市計
画道路問題連絡会
11時55分：東小金井駅上りホーム集合
- 9月23日 署名行動（武蔵野公園にて
集合11：30 武蔵野公園パーゴラ広場）
- 9月26日 多摩地区道路連絡会
- 10月5日 第20回世話人会（予定）
- 11月4・5日 武蔵野公園はらっぱ祭り
- 11月11・12日 道路全国連 第43回全国交流会
（会場：千葉県市川市）

<他の団体の裁判日程>

- 9月27日 外環道青梅IC 11：30
東京地裁522号法廷
- 10月6日 補助29号線（品川）第1回公判10：30
東京地裁 101号法廷
- 10月10日 補助23号線（世田谷・松原）15：00
東京地裁 419号法廷
- 10月16日 26号線（板橋・大山）15：00
東京地裁 101号法廷

東京都、小金井2路線の概略設計等入札受付

東京都は8月に小金井の2路線について、概略設計などについて発注のための競争入札を実施。すでに入札は締め切られ、9月21日に開札されることになっています。設計完了は契約締結後120日以内となっています。

下記がネットで公開された「発注予定表」

発注予定表

項目	項目内容	
契約番号	29-00188	
業種	1200 土木設計	分野 04 道路
希望受付業種	希望受付業種1	1200 土木設計 分野1
	希望受付業種2	分野2
	希望受付業種3	分野3
件名	【電子】道路概略検討(29北南-小金井3・4・11外1路線)	
履行場所	東京都府中市多磨町二丁目地内から小金井市東町五丁目地内まで 小金井3・4・11府中東小金井線 外1路線	
概要	【注意】本案件は、建設局設計等委託契約に係る総合評価方式(技術実績重視型) 試行対象案件です。別添「公表事項」記載の書類提出が必要です。また、主任技術者の雇用が確認できる書類提出も必要です。 【分野:道路】 小金井3・4・11府中東小金井線外 環境調査計画検討 1式 道路概略設計 L=0.8km 意見交換会補助業務 2回 小金井3・4・1号三鷹国分寺線 道路概略設計 L=2.0km	
履行期間	契約確定の日から120日間	
契約方法	希望制指名競争入札(設計委託等総合評価方式)	
発注等級	順位格付	
受付等級	順位格付	
その他		
公報登載日		
開札予定日時	平成29年9月21日 9時15分	
希望申請期間	平成29年8月21日 9時00分から平成29年8月28日 15時00分	
希望備考	最終日は、午後3時まで。	
希望申請場所	北多摩南部建設事務所(電子入札対象案件)	
担当局部課	建設局北多摩南部建設事務所庶務課	
担当者	風間・植村	
連絡先	042-330-1803	

